

平成21年第3回那須烏山市議会臨時会（第1日）

平成21年5月28日（木）

開会 午前 9時57分

閉会 午前10時22分

◎出席議員（17名）

1番	松本勝栄君	2番	渡辺健寿君
3番	久保居光一郎君	4番	高德正治君
5番	五味渕博君	6番	沼田邦彦君
7番	佐藤昇市君	8番	佐藤雄次郎君
9番	野木勝君	10番	大橋洋一君
12番	大野曄君	13番	平山進君
14番	水上正治君	15番	小森幸雄君
17番	中山五男君	19番	滝田志孝君
20番	高田悦男君		

◎欠席議員（2名）

16番	平塚英教君	18番	樋山隆四郎君
-----	-------	-----	--------

◎説明のため出席した者の職氏名

市長	大谷範雄君
副市長	石川英雄君
教育長	池澤進君
会計管理者兼会計課長	斎藤雅男君
福祉事務所長兼健康福祉課長	斎藤照雄君
総合政策課長	国井豊君
総務課長	木村喜一君
総務課課長（危機管理担当）	平山孝夫君
税務課長	羽石浩之君
市民課長	高橋博君
農政課長	荻野目茂君
商工観光課長	鈴木重男君
環境課長	小川祥一君

都市建設課長

岡 清 隆 君

上下水道課長

栗 野 育 夫 君

学校教育課長

駒 場 不二夫 君

生涯学習課長

鈴 木 傑 君

◎事務局職員出席者

事務局長

澤 村 俊 夫

書 記

藤 田 元 子

書 記

佐 藤 博 樹

○議事日程

日程 第 1 会議録署名議員の指名について（議長提出）

日程 第 2 会期の決定について（議長提出）

日程 第 3 議案第1号 那須烏山市職員給与条例等の一部改正について（市長提出）

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

〔午前 9時57分開会〕

○議長（水上正治君） おはようございます。まだ、少し定刻には早いんですけれども、そろいましたので、ただいまから開きたいと思います。現在出席している議員は17名です。16番平塚議員と18番樋山議員から欠席の通知がありました。定足数に達しておりますので、平成21年第3回那須烏山市議会臨時会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

日程に入る前に報告いたします。地方自治法第121条の規定に基づき、市長以下関係課長の出席を求めていますので、ご了解願います。

次に、本日からの臨時会にあたり、去る5月25日に議会運営委員会を開き、議会運営委員会の決定に基づき会期及び日程を編成いたしましたので、ご協力くださるようお願い申し上げます。

◎市長あいさつ

○議長（水上正治君） ここで、市長のあいさつを求めます。

市長大谷範雄君。

〔市長 大谷範雄君 登壇 あいさつ〕

○市長（大谷範雄君） ごあいさつ申し上げます。

平成21年第3回那須烏山市議会臨時会を開催をさせていただきましたところ、議員各位におかれましては、何かとご多用のところ、先週の第2回臨時会に引き続きご参集を賜りまして、まことにありがとうございます。

本日の臨時議会は、人事院勧告により、市職員、特別職、また議員の皆様方に対する6月の期末手当及び勤勉手当について、国家公務員及び県職員の取り扱いに準じて減額する給与条例等の一部を改正する1議案を上程させていただきます。何とぞ慎重審議を賜りますようお願いを申し上げまして、ごあいさつとさせていただきます。

○議長（水上正治君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（水上正治君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において指名いたします。会議録署名議員に

3番 久保居 光一郎君

4番 高德 正治君を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定について

○議長（水上正治君） 日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。この臨時会の会期は、本日1日としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は本日1日と決定いたしました。

◎日程第3 議案第1号 那須烏山市職員給与条例等の一部改正について

○議長（水上正治君） 日程第3 議案第1号 那須烏山市職員給与条例等の一部改正についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

市長大谷範雄君。

〔市長 大谷範雄君 登壇〕

○市長（大谷範雄君） 上程となりました議案第1号につきまして提案理由の説明を申し上げます。

那須烏山市職員給与条例等の一部改正についてであります。一般職の市職員や教育長、特別職の市長及び副市長並びに市議会の議員の皆様方に対し支給いたします平成21年6月期の期末手当及び勤勉手当について、人事院の国家公務員に対する勧告及び栃木県人事委員会の栃木県職員等に対する勧告を踏まえ、これらの取り扱いに準じ、市職員及び教育長につきましては0.20月分、市長及び副市長並びに市議会の議員の皆様方については0.15月分を暫定的に凍結をする措置を講ずることとするため、関係3条例について所要の改正を行うものであります。

詳細につきましては、総務課長より説明をさせますので、ご審議を賜りまして可決、ご決定くださいますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（水上正治君） 次に、担当課長の補足説明を求めます。

総務課長木村喜一君。

○総務課長（木村喜一君） 那須烏山市職員給与条例等の一部改正についてご説明を申し上げ

げます。

今回の平成21年5月1日付の人事院の勧告につきましては、現下の経済社会情勢等にかんがみ、平成21年6月に支給いたします国家公務員の期末、勤勉手当の0.20月分を暫定的に凍結する旨の内容が盛り込まれております。

今回の勧告につきましては、例年になく臨時、特別な勧告でありまして、通常人事院は毎年8月ごろに、前年の民間給与の実態と国家公務員の給与等を比較した上で、必要に応じその改定を勧告してきたところでございます。

本年につきましては、景気の急速な悪化に伴い、民間企業における夏季一時金の決定状況が大幅な前年比マイナスということが想定されることから、春の賃金改定期において既に判明していることから、これらの実態を踏まえて国家公務員に対する6月期の期末、勤勉手当の支給月数を調整することが適当と判断されたためでございます。

今回の勧告にあたりましては、人事院は毎年行うこととしている民間給与の実態調査とは別に緊急の特別調査を実施しております。その結果によりますと、調査対象企業のうち本年の夏季一時金の支給を決定した企業の対前年比がマイナス14.9%となる分析がされております。

一方で、この特別調査は緊急であったために、短期間かつ範囲も限定的なものとならざるを得ず、民間企業の夏季一時金の全体的な状況把握には至っていないという説明でございます。

そういった事情を総合的に勘案いたしまして、今回はあくまでも暫定的に0.20月分を凍結することとなったわけでありまして。なお、この暫定的な凍結の取り扱いにつきましては、人事院においては、今回の勧告後、毎年行うこととしております民間給与の実態調査を実施いたしまして、民間企業の夏季一時金の全体的な状況を把握した上で、再度適正な措置を勧告することとしております。

この結果、政府においては、この人事院勧告を受けまして勧告どおり取り扱うとする方針のもと、一般職給与法改正案などの関連法案を今国会に提出しております。また、栃木県人事委員会におきましても、今回の人事院の勧告に準じまして5月15日付で同様の措置を講ずる旨、県議会議長及び県知事あてに勧告しております。

ついでには、これらの国、県の動向を総合的に踏まえまして、市職員及び教育長に支給する6月分の期末手当及び勤勉手当について、これらの取り扱いに準じまして期末手当を0.15月分、勤勉手当を0.05月分の計0.20月分を凍結する措置を講ずることとするものでございます。

また、特別職であります市長及び副市長並びに市議会の議員の皆様方につきましても、市職員の取り扱いに準じまして同様の凍結措置を講ずることといたすものでございます。なお、市長及び副市長並びに市議会の議員の皆さん方に支給されるのは期末手当のみでありますので、

凍結する月数につきましては市職員の期末手当の凍結月数と同率に0.15月分とさせていただきたいと存じております。

本案の那須烏山市職員給与条例等の一部改正は、これらの凍結措置を講ずるために、1つといたしまして那須烏山市職員給与条例、2つ目といたしまして那須烏山市長等給与及び旅費条例、3番目に那須烏山市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の3つの関係条例について所要の改正を行おうとするものでございます。

それでは、その具体的な内容につきましてご説明申し上げます。議案の1ページをお開きいただきたいと思います。まず、第1条の那須烏山市職員給与条例の一部改正でございます。本改正は、暫定的に期末手当及び勤勉手当の0.20月分を凍結するという事で、附則に平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する条例を設けまして、本則で規定されている本来の期末手当及び勤勉手当の支給割合を読みかえることとするものでございます。

まず、第17条第2項の読みかえでございますが、本条項では一般職員と主幹以上の特定幹部職員の期末手当の本来の支給割合が規定されております。この支給割合の読みかえにより、一般職員の期末手当の支給割合が100分の140のところ、0.15月分引き下げられて100分の125となります。なお、主幹以上の特定幹部職員の期末手当につきましては、一般職員と支給割合が異なっております。100分の120とされているところを0.10月分引き下げまして100分の110となります。

続いて第17条第3項の読みかえでございますが、本条項では再任用職員の期末手当の支給割合が規定されております。100分の75とされているところを0.05月分引き下げまして100分の70となります。このうち、再任用職員であって主幹以上の特定幹部職員である者の期末手当につきましては、100分の65と規定されているところを100分の60となります。なお、再任用職員については、勤勉手当も同様に0.05月分引き下げられ、0.10月分の凍結措置となります。

続いて第17条の4第2項第1号の読みかえでございますが、本条項では一般職員と主幹以上の特定幹部職員の勤勉手当の支給割合が規定されております。この支給割合の読みかえにより、一般職員の勤勉手当の支給割合が100分の75のところ、0.05月分引き下げられて100分の70となります。なお、主幹以上の特定幹部職員の勤勉手当につきましては100分の95とされているところを、0.10月分引き下げまして100分の85となるわけでございます。

最後に第17条の4第2項第2号の読みかえでございますが、本条項では再任用職員の勤勉手当の支給割合が規定されておまして、100分の35とされているところを0.05月分引き下げまして100分の30、このうち再任用職員であって主幹以上の特定幹部職員である

者の期末手当につきましては100分の45とされているところを100分の40ということにするわけでございます。

続いて第2条の那須烏山市長等給与及び旅費条例の一部改正でございますが、本改正につきましても、附則に平成21年6月に支給する期末手当に関する特例を設けまして、本則の第4条第2項で規定されている市長及び副市長の本来の期末手当の支給割合を読みかえることとするものでございます。この支給割合の読みかえによりまして、市長及び副市長の期末手当の支給割合は100分の160のところ、0.15月分引き下げまして100分の145となることとなります。

なお、教育長につきましては、那須烏山市教育長給与等条例において給与や期末手当及び勤勉手当などが決まっております、その第2条第3項において期末手当及び勤勉手当の額につきましては、給与条例の適用を受ける職員の例によるとされておりますので、特に条例を改定しなくても市職員と同様に期末手当及び勤勉手当の0.20月分を凍結する扱いとなります。

続いて第3条の那須烏山市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正でございます。本改正についても、附則におきまして平成21年6月に支給する期末手当に関する特例を設けまして、本則の第7条第2項で規定されております議員の皆様方の本来の期末手当の支給割合を読みかえることとするものでございます。

この支給割合の読みかえにより、議員の皆様方の期末手当の支給割合は100分の160のところ、0.15月分引き下げまして100分の145となることとなります。なお、施行日につきましては、期末、勤勉手当の支給基準日が6月1日であることから、同日までに速やかに施行する必要があるため、交付の日から施行することとするものでございます。

以上で、那須烏山市職員給与条例等の一部改正に関する補足説明とさせていただきます。

○議長（水上正治君） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

1番松本勝栄君。

○1番（松本勝栄君） 3点についてお聞きしたいと思います。皆さんご承知のように、景気が非常に悪化してしまっていて、民間も大変な中でボーナス等を減らすということで、これにならって当市も国、県にあわせて減額するということなんですけど、まず1点なんですけれども、平成21年6月に支給する分ということでの今の考えなのか。これをまたさらに12月もその程度を考えているのかどうか。この1点。

この期末手当、勤勉手当の総額が幾らなのか。

それともう一つ、この総額の使途、基金等に積み立てるのかどうか。その3点をお聞きしたいと思います。

○総務課長（木村喜一君） 今回の条例改正につきましては、6月に支給される期末手当、勤勉手当の暫定措置でございますので、先ほど説明申し上げましたように、全体的な改正の取り扱いにつきましては、8月ごろに出ます人事院勧告に基づきまして全部精査するということになりますので、今回、6月に支給する措置分だけでございます。

総額につきましては金額の総トータルはまだ計算しておりませんが、全体で約2,400万円ほど影響額が出てくるのではないかとこのように思っております。

改正に伴いまして減額になりますけれども、その辺の減額の内容につきましては基金に積むかどうかというのは財政当局のほうで考えていることだと思いますので、その辺については私のほうの答弁は控えさせていただきたい。国井課長のほうから答弁させていただければと思います。

○議長（水上正治君） 総合政策課長国井 豊君。

○総合政策課長（国井 豊君） 今回の、この条例の一部改正に伴いまして補正予算は計上してございません。と言いますのは、減額ということでもありますので、現予算の中で対応できるということでございますので、今回補正予算等については計上してございませんが、今後平成21年度の補正予算の中において人件費の減額等について補正することもあるかというふうに思っております。そのときの財源等については、減額ということになれば基金に積むのかということではありますが、他の人件費以外の補正等も多分出てくるんだろうというふうに思っておりますので、その辺との相殺になる可能性もありますし、もし、余裕が出れば、最終的には基金に戻すという形になるかというふうに思います。

○議長（水上正治君） 1番松本勝栄君。

○1番（松本勝栄君） わかりました。2,400万円程度ということですが、これは平成21年度の補正のほうで組み入れていろいろやりたいということも言われましたが、できましたら、ばらまき、むだ遣い等はぜひやめていただきたいと思います。答弁は結構です。

○議長（水上正治君） ほかに質疑はございませんか。

20番高田悦男君。

○20番（高田悦男君） ただいま上程中の第1号議案について質疑を行います。

まず、職員の期末手当及び勤勉手当に対してお尋ねしたいと思います。この人事院勧告制度につきましては、昭和23年7月、ときの占領国最高司令官の所管によりまして公務員労働者の争議権及び団体交渉権が規制をされまして、そのかわりに人事院勧告制度が誕生したわけがあります。

それから61年間、現在の首相に言わせれば、未曾有の減額をするという出来事、これは本当に公務員労働者にとっては寝耳に水の状態だと思っております。職員のモチベーション低下

に対する対応などを市長からお聞きしたいと思います。

○議長（水上正治君） 市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君） 職員のモチベーションの低下に対する懸念があるというようなお尋ねでございます。お答えをいたします。

議員もご承知のとおり、この経済の危機は底をまだ打っていないというような状況で、全国的にもそのような状況でございますけれども、さらに翻って本市のことを考えれば、さらに本市の状況も極めて厳しいと認識をいたしております。

そのような中で、民間企業を初め多くの民間の市民の方はこのようなことで苦しんでおりまして、そういった意味では職員みずから身を削ってといった努力も極めて必要でございます。したがって、人事院勧告に基づく減額措置ではございますけれども、みずから率先垂範、身を削りながら自己研さんに励み、さらにこの難局を乗り切っていく。そういった公僕としての職員としての役割を大いに全うすべく、さらに自己研さんに励みながら啓発をしていくときだろうと考えておりまして、そのようなことを私もみずから職員に訓示をしていきたいと考えております。

○議長（水上正治君） 20番高田悦男君。

○20番（高田悦男君） 対応については理解をしたいと思います。

1点だけお尋ねしたいんですが、もし、この人事院勧告制度に従わなかったらペナルティーがあるのかどうか。これについてお聞きしたいと思います。

○議長（水上正治君） 総務課長木村喜一君。

○総務課長（木村喜一君） ペナルティーがあるかどうかというお話でございますけれども、基本的には国の人事院勧告、それから県も人事委員会のほうで勧告されております。那須烏山市におきましては、人事委員会を置いてございませんので、県の人事委員会にならって対応しているというのが現状でございますので、県のほうに人事委員会からの勧告があったということは、那須烏山市も勧告があったというふうに理解せざるを得ないのかと思いますので、その辺は謙虚に理解していかなければいけないと思います。

ただ、そういったところで、素直に勧告を受けていくということを考えておりますけれども、勧告を無視しまして那須烏山市独自の給与体系をつくるということは、今のところは考えられないのではないかというふうに思っております。

○議長（水上正治君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 次に、賛成討論の発言を許します

〔「なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第3 議案第1号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は、原案のとおり可決いたしました。

本日はこの1件ですので、これをもちまして、この臨時会に付議された案件はすべて終了いたしました。

ここで、市長のあいさつを求めます。

市長大谷範雄君。

〔市長 大谷範雄君 登壇 あいさつ〕

○市長（大谷範雄君） 閉会にあたりましてごあいさつ申し上げます。

本日、臨時議会の案件、1件でございましたが、可決賜りましたこと、まことにありがたく、厚くお礼を申し上げます。

また、来週6月2日からは第4回定例会が開催されます。大変ご多忙のところかと存じますが、ご参集を賜りますようお願いを申し上げます。

さて、世界的な景気低迷の中で日本経済の不況が続いておりまして、自動車関連産業が特に多い本市につきましても、その影響は極めて厳しい状況であります。今後とも私を初め職員一丸となりまして、住民サービスの向上に努めてまいりたいと思います。議員各位におかれましても、ご指導ご鞭撻を賜りますようお願いを申し上げます。

重ねて臨時会、無事閉会となりましたこと、お礼と感謝を申し上げまして、閉会のごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（水上正治君） 以上で、平成21年第3回那須烏山市議会臨時会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

[午前10時22分閉会]

上記会議録を証するため下記署名いたします。

平成21年7月14日

議 長 水 上 正 治

署 名 議 員 久 保 居 光 一 郎

署 名 議 員 高 徳 正 治